

議案第 58 号

令和 8 年度川崎市公債管理特別会計予算

令和 8 年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 218,513,371 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

## 公債管理特別会計

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 2,765,406
	1 財産運用収入	2,765,406
2 繰入金		178,638,964
	1 基金繰入金	48,516,074
	2 他会計繰入金	130,122,890
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		37,109,000
	1 借換債	37,109,000
歳入合計		218,513,371

## 歳 出

款	項	金額
1 公債費		千円 211,804,251
	1 公債費	211,804,251
2 諸支出金		6,707,120
	1 繰出金	6,707,120
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		218,513,371

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
借 挿 債	千円 37,109,000	銀行その他から普通 貸借又は証券発行（ 他の地方公共団体と の共同発行を含む。 ）による。起債の時 期は当該年度とする。	年 6.0% 以 内 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては 、当該見 直し後の 年度にお ける利率 とする。	借入れの日から 25か年以内（据 置期間を含む。 ）に償還する。 ただし、市財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮又は本 議決の範囲内で 借換えするこ ができる。